

令和 8 年生駒市議会（第 6 回）定例会議案

令和 8 年 9 月 1 日

生 駒 市

令和 8 年 生 駒 市 議 会 （ 第 6 回 ） 定 例 会 議 案 目 録

議案番号	議 案 名	頁
議案第 51 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和 8 年度生駒市一般会計補正予算 (第 3 回))	1 ～ 5
議案第 52 号	令和 8 年度生駒市一般会計補正予算 (第 4 回)	6 ～19
議案第 53 号	令和 8 年度生駒市介護保険特別会計補正予算 (第 1 回)	20～25
議案第 54 号	令和 8 年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 回)	26～28
議案第 55 号	令和 8 年度生駒市病院事業会計補正予算 (第 1 回)	29～35
議案第 56 号	生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第 57 号	生駒市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第 58 号	生駒市任期付市費負担教員の給与等に関する条例の制定について	38～51
議案第 59 号	生駒市都市計画事業基金条例の制定について	52～53
議案第 60 号	生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	54～55
議案第 61 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	56～57
議案第 62 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第 63 号	生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について	59～60
議案第 64 号	生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	61
議案第 65 号	生駒市景観条例の一部を改正する条例の制定について	62
議案第 66 号	財産の取得について	63

議案第 67 号	財産の取得について	64
議案第 68 号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	65～66
議案第 69 号	市道路線の認定について	67
議案第 70 号	市道路線の廃止について	68
議案第 71 号	生駒市公平委員会委員の選任について	69
議案第 72 号	生駒市教育委員会委員の任命について	70
議案第 73 号	生駒市政治倫理審査会委員の解嘱について	71
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	72

議案第 51 号

専決処分につき承認を求めることについて

令和 8 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 3 回）を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 8 年 7 月 1 5 日別紙のとおり処分したから、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 第 9 号

専 決 処 分 書

令和 8 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 3 回）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 8 年 7 月 1 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

令和 8 年度生駒市一般会計補正予算（第 3 回）

令和 8 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 0 , 0 0 0 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 9 , 0 6 8 , 8 7 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		1,739,156	120,000	1,859,156
	1 基金繰入金	1,678,010	120,000	1,798,010
歳 入 合 計		48,948,870	120,000	49,068,870

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 災害復旧費		10,150	70,000	80,150
	1 土木災害復旧費	3,650	70,000	73,650
11 予備費		50,000	50,000	100,000
	1 予備費	50,000	50,000	100,000
歳 出 合 計		48,948,870	120,000	49,068,870

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
18 財政調整基金繰入金	0	120,000	120,000	1 財政調整基金繰入金	120,000	
計	1,678,010	120,000	1,798,010			

歳 出

(款) 9 災害復旧費

(項) 1 土木災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	区分	金額		
1 道路河川等災害復旧費	3,650	70,000	73,650				70,000	12 委託料	20,000	調査・設計等委託料
								14 工事請負費	50,000	現年度災害応急工事
計	3,650	70,000	73,650				70,000			

[単位: 千円]

[単位 千円]

(款) 11 予備費

(項) 1 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明	
				国県支出金	地方債	財源				金額
						特定	一般財源			
1 予備費	50,000	50,000	100,000				50,000			
計	50,000	50,000	100,000				50,000			

[単位 千円]

令和 8 年度生駒市一般会計補正予算（第 4 回）

令和 8 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 2 6 0, 5 7 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 1, 3 2 9, 4 4 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使用料及び手数料		701,305	14,112	715,417
	2 手数料	331,431	14,112	345,543
15 国庫支出金		9,621,622	179,086	9,800,708
	1 国庫負担金	6,772,262	57,999	6,830,261
	2 国庫補助金	2,813,365	121,087	2,934,452
16 県支出金		3,948,873	18,275	3,967,148
	2 県補助金	1,086,414	18,275	1,104,689
19 繰入金		1,859,156	340,243	2,199,399
	1 基金繰入金	1,798,010	340,243	2,138,253
20 繰越金		438,670	1,089,525	1,528,195
	1 繰越金	438,670	1,089,525	1,528,195
21 諸収入		1,628,487	9,833	1,638,320
	4 雑入	1,252,117	9,833	1,261,950
22 市債		1,717,900	609,500	2,327,400
	1 市債	1,717,900	609,500	2,327,400
歳 入 合 計		49,068,870	2,260,574	51,329,444

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,992,059	657,882	6,649,941
	1 総務管理費	4,893,879	657,882	5,551,761
3 民生費		21,202,484	56,456	21,258,940
	2 児童福祉費	9,339,696	56,456	9,396,152
4 衛生費		5,159,964	75,098	5,235,062
	1 保健衛生費	2,521,281	24,465	2,545,746
	2 清掃費	2,638,683	50,633	2,689,316
5 産業経済費		563,369	12,960	576,329
	1 農業費	183,777	12,960	196,737
6 土木費		3,999,163	300,000	4,299,163
	3 都市計画費	1,608,925	300,000	1,908,925
8 教育費		7,586,253	693,669	8,279,922
	1 教育総務費	1,026,829	660,000	1,686,829
	4 幼稚園費	967,404	4,805	972,209
	5 社会教育費	1,784,417	28,864	1,813,281
9 災害復旧費		80,150	173,550	253,700
	1 土木災害復旧費	73,650	137,000	210,650

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 農林業施設災害復旧費	6,500	36,550	43,050
10 公債費		2,085,857	290,959	2,376,816
	1 公債費	2,085,857	290,959	2,376,816
歳 出 合 計		49,068,870	2,260,574	51,329,444

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事 業 名	金 額
民 生 費	社 会 福 祉 費	介 護 老 人 保 健 施 設 整 備 事 業	3, 6 0 7
教 育 費	教 育 総 務 費	生 駒 南 小 学 校 ・ 中 学 校 整 備 事 業	3 9 6, 0 0 0
	社 会 教 育 費	生 涯 学 習 施 設 整 備 事 業	1 4, 5 7 2
		コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 整 備 事 業	7, 5 6 2

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
道 の 駅 導 入 可 能 性 調 査 業 務	令和8年度から 令和9年度まで	2 0, 4 5 9

第 4 表 地 方 債 補 正

1 追加

[単位 千円]

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道 路 河 川 災 害 復 旧 事 業	78,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

2 変更

[単位 千円]

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
生駒南 小学校・ 中学校 整備事業	60,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合につ いて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの とする。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し、若しく は繰上償還 又は低利に借 換えることが できる。	588,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合につ いて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの とする。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し、若しく は繰上償還 又は低利に借 換えることが できる。
生涯学習 施設 整備事業	172,400	〃	〃	〃	175,000	〃	〃	〃

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分金額		
3 衛生手数料	284,557	14,112	298,669	2 清掃手数料	14,112	家庭系ごみ処理手数料	
計	331,431	14,112	345,543				

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分金額		
4 災害復旧費負担金	0	57,999	57,999	1 土木災害復旧費負担金	57,999	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金	
計	6,772,262	57,999	6,830,261				

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分金額		
1 総務費国庫補助金	391,960	42,041	434,001	1 総務管理費補助金	42,041	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
2 民生費国庫補助金	714,443	5,823	720,266	2 児童福祉費補助金	5,823	就学前教育・保育施設整備交付金	
6 教育費国庫補助金	887,907	73,223	961,130	1 教育総務費補助金	73,223	生駒南小中学校整備事業補助金	
計	2,813,365	121,087	2,934,452				

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
7 災害復旧費県補助金	2,500	18,275	20,775	1 農林業施設災害復旧費補助金		18,275	現年度耕地災害復旧費補助金
計	1,086,414	18,275	1,104,689				

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1 減債基金繰入金	165,496	290,579	456,075	1 減債基金繰入金		290,579	
18 財政調整基金繰入金	120,000	49,664	169,664	1 財政調整基金繰入金		49,664	
計	1,798,010	340,243	2,138,253				

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1 繰越金	438,670	1,089,525	1,528,195	1 繰越金		1,089,525	前年度繰越金
計	438,670	1,089,525	1,528,195				

(款) 21 諸収入

(項) 4 雑入

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 雑入	1,250,816	9,833	1,260,649	4 雑入	9,833	予防接種個人負担金 事業者返還金 災害復旧費協力金	△ 14,000 5,558 18,275
計	1,252,117	9,833	1,261,950				

(款) 22 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
5 教育債	893,800	530,600	1,424,400	1 教育総務債	528,000	生駒南小学校・中学校整備事業債	
				4 社会教育債	2,600	生涯学習施設整備事業債	
9 災害復旧債	0	78,900	78,900	1 土木災害復旧債	78,900	道路河川災害復旧事業債	
計	1,717,900	609,500	2,327,400				

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	単位	千円	
				特定財源			一般財源	区分	金額					
				国県支出金	地方債	その他								
5 財産管理費	1, 092, 651	657, 882	1, 750, 533				657, 882	24 積立金	657, 882	公共施設等総合管理基金 都市計画事業基金	464, 098 193, 784			
計	4, 893, 879	657, 882	5, 551, 761				657, 882							

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

〔単位 千円〕									
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分		説 明
				補正額			金 額	額	
				財 源					
				特 定 地 方 財 源	財 源	の 他			
1 児童福祉総務費	4,243,485	51,278	4,294,763	5,823 (国補)	5,558 (諸)	39,897	18 負担金補助及び交付金	7,333	就学前教育・保育施設整備交付金
				5,823	5,558		22 償還金利子及び割引料	43,945	過年度償還金
6 学童保育費	349,885	5,178	355,063			5,178	22 償還金利子及び割引料	5,178	過年度償還金
計	9,339,696	56,456	9,396,152	5,823	5,558	45,075			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区分	金額	説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
2 予防費	817,014	△ 45,870	771,144				△45,870	12 委託料	△ 45,870	各種予防接種等委託料
6 上水道費	0	70,335	70,335	42,041 (国補)			28,294	18 負担金補助及び交付金	70,335	水道料金減免補助金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区分	金額	説明
				特定 国県支出金	地方債 その他	財源 その他	一般財源			
計	2,521,281	24,465	2,545,746	42,041			△17,576			

[単位 千円]

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明	
				特 定 地 方 債	財源					
					国県支出金	源				その他
2 ごみ処理費	1,011,725	50,633	1,062,358		14,112 (手) 14,112	36,521	10 需用費	50,633	消耗品費	
計	2,638,683	50,633	2,689,316		14,112	36,521				

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明							
				国県支出金	地方債	財源その他	一般財源	区分	金額								
											特	定	地	方	債	の	他
5 農地費	21,214	12,960	34,174				12,960	18 負担金補助及び交付金	12,960	土地改良事業補助金							
計	183,777	12,960	196,737				12,960										

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	財源その他	一般財源	区分	金額	
4 北部地域整備促進事業費	236,799	300,000	536,799				300,000	24 積立金	300,000	北部地域整備促進基金
計	1,608,925	300,000	1,908,925				300,000			

「単位 千円」

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明	
				財源						
				特定	地方債	その他				
				国庫支出金						
3 生駒南小学校・中学校整備事業費	160,477	660,000	820,477		73,223 (国補) 73,223	528,000	58,777	14 工事請負費	660,000	南中学校解体工事
計	1,026,829	660,000	1,686,829		73,223	528,000	58,777			

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区分	金額	説明
				財源			その他			
				特定 国庫支出金	地方債	財源				
1 幼稚園費	933,876	4,805	938,681				4,805	22 償還金利子及び割引料	4,805	過年度償還金
計	967,404	4,805	972,209				4,805			

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区分	金額	説明
				財源			一般財源			
				国庫支出金	地方債	その他				
2 社会教育施設費	1, 172, 907	2, 640	1, 175, 547		2, 600		40	12 委託料	2, 640	生涯学習施設改修工事設計等委託料
7 文化財保護費	39, 213	26, 224	65, 437				26, 224	12 委託料	26, 224	発掘調査等委託料
計	1, 784, 417	28, 864	1, 813, 281		2, 600		26, 264			

(款) 9 災害復旧費

(項) 1 土木災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	財 源		区 分	金 額	
					国県支出金	地方債その他			
1 道路河川等災害復旧費	73,650	137,000	210,650	57,999 (国負) 57,999	78,900	101	14 工事請負費	107,000	現年度災害応急工事
							21 補償補填及び賠償金	30,000	水道管等移設補償
計	73,650	137,000	210,650	57,999	78,900	101			

[単位: 千円]

(款) 9 災害復旧費

(項) 2 農林業施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額の財源内訳					
				特定財源	地方債	その他			
				国県支出金					
1 耕地災害復旧費	6,500	36,550	43,050	18,275 (県補)	18,275 (諸)		14 工事請負費	36,550	現年度農地等災害復旧工事
計	6,500	36,550	43,050	18,275	18,275				

[単位: 千円]

(款) 10 公債費

(項) 1 公債費

1 公債費										〔単位 千円〕
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明	
				補正額の財源内訳						
				特定	地方債	その他				
				国県支	出金					
1 元金	2,000,034	290,579	2,290,613			290,579 (繰入) 290,579	22 償還金利子及び割引料	290,579	長期償償還元金	
2 利子	85,823	162	85,985				22 償還金利子及び割引料	162	長期償償還元利子	
3 公債諸費	0	218	218				21 補償補填及び賠償金	218	補償金	

[単位: 千円]

計	2,085,857	290,959	2,376,816			290,579	380			
---	-----------	---------	-----------	--	--	---------	-----	--	--	--

令和 8 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

令和 8 年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 2 , 0 6 8 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 , 8 8 6 , 4 9 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		2,170,013	3,380	2,173,393
	2 国庫補助金	332,077	3,380	335,457
4 支払基金交付金		2,787,767	5,355	2,793,122
	1 支払基金交付金	2,787,767	5,355	2,793,122
5 県支出金		1,488,035	2,112	1,490,147
	2 県補助金	38,312	2,112	40,424
7 繰入金		1,897,239	111,221	2,008,460
	2 基金繰入金	219,388	111,221	330,609
歳 入 合 計		10,764,431	122,068	10,886,499

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基金積立金		11,249	10,847	22,096
	1 基金積立金	11,249	10,847	22,096
6 諸支出金		63,887	111,221	175,108
	1 償還金及び還付加算金	2,741	111,221	113,962
歳 出 合 計		10,764,431	122,068	10,886,499

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分金額		
2 地域支援事業介護予防・日常生活支援総合交付金	41,549	3,380	44,929	2 過年度分	3,380		
計	332,077	3,380	335,457				

[単位 千円]

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分金額		
1 介護給付費交付金	2,731,286	3,884	2,735,170	2 過年度分	3,884		
2 地域支援事業交付金	56,481	1,471	57,952	2 過年度分	1,471		
計	2,787,767	5,355	2,793,122				

[単位 千円]

(款) 5 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分金額		
1 地域支援事業介護予防・日常生活支援総合交付金	25,968	2,112	28,080	2 過年度分	2,112		
計	38,312	2,112	40,424				

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 介護給付費準備基金繰入金	219,388	111,221	330,609	1 介護給付費準備基金繰入金	111,221		
計	219,388	111,221	330,609				

歳 出

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	単位 千円
				補正額				区分	金額		
				財源							
				特定	地方	その他	一般財源				
1 介護給付費準備基金積立金	11,249	10,847	22,096	5,492 (国補)		5,355 (基)		24 積立金	10,847	介護保険介護給付費準備基金	
				3,380 (県補)		5,355					
計	11,249	10,847	22,096	5,492		5,355					

[単位 千円]

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				財源				区	分	
				地方債その他						
				特 定 財 源						
				国庫支出金						
2 償還金	10	111, 221	111, 231			111, 221 (繰入) 111, 221	22 償還金利子及 ひ割引料	111, 221	国庫支出金等精算返還金	
計	2, 741	111, 221	113, 962			111, 221				

[単位 千円]

令和 8 年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）

令和 8 年度生駒市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		529,051	△85	528,966
	1 一般会計繰入金	529,051	△85	528,966
6 国庫支出金		0	85	85
	1 国庫補助金	0	85	85
歳 入 合 計		3,526,064	0	3,526,064

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分金額		
1 一般会計繰入金	529,051	△ 85	528,966	1 事務費繰入金	△ 85		
計	529,051	△ 85	528,966				

[単位 千円]

(款) 6 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分金額		
1 子ども・子育て支援事業費補助金	0	85	85	1 子ども・子育て支援事業費補助金	85		
計	0	85	85				

[単位 千円]

令和 8 年度生駒市病院事業会計補正予算（第 1 回）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度生駒市病院事業会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度生駒市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 6 2 , 5 9 4 千円は、当年度分消費税等調整額 5 6 , 2 7 2 千円、過年度分損益勘定留保資金 1 1 2 , 0 3 8 千円及び当年度分損益勘定留保資金 1 9 4 , 2 8 4 千円で補てんするものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 6 2 , 5 6 0 千円は、当年度分消費税等調整額 2 8 , 1 2 3 千円、過年度分損益勘定留保資金 1 1 2 , 0 3 8 千円及び当年度分損益勘定留保資金 2 2 2 , 3 9 9 千円で補てんするものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的収入	622,344 千円	△ 309,600 千円	312,744 千円
第 1 項 企業債	619,600 千円	△ 309,600 千円	310,000 千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	984,938 千円	△ 309,634 千円	675,304 千円
第 1 項 建設改良費	621,426 千円	△ 309,634 千円	311,792 千円

(継続費)

第 3 条 予算第 5 条に定めた継続費の総額を次のように改める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支 出	建 設 改 良 費	生駒市立 病 院 施設整備 事 業	(補正前 944,134 千円) 1,491,160 千円	令和 7 年度	324,500 千円
				令和 8 年度	(補正前 619,634 千円) 310,000 千円
				令和 9 年度	(補正前一) 856,660 千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
病院施設 整備事業	(補正前 619,600 千円) 310,000 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場 合 に つ い て、利率の見 直しを行った 後 において は、当該見直 し後の利率)	政府資金についてはそ の融資条件により、銀行 その他の場合にはその債 権者と協定するものとす る。ただし、企業財政の 都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に 借換えることができる。

令和8年9月1日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和 8 年度 生駒市病院事業会計補正予算（第 1 回）実施計画

2 資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			622,344	△309,600	312,744	
	1 企業債		619,600	△309,600	310,000	
		1 企業債	619,600	△309,600	310,000	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出			984,938	△309,634	675,304	
	1 建設費		621,426	△309,634	311,792	
		1 新設費	621,426	△309,634	311,792	工事請負費 310,000 備品購入費 1,792

令和８年度生駒市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	45,203
減価償却費	355,428
賞与引当金の増減額（△は減少）	66
長期前受金戻入額	△89,369
受取利息及び配当金	△371
支払利息及び企業債取扱諸費	12,359
未収金の増減額（△は増加）	△64,848
未払金の増減額（△は減少）	△18,277
小計	240,191
利息及び配当金の受取額	371
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△2,989
業務活動によるキャッシュ・フロー	237,573

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△539,929
補助金、負担金等による収入	2,501
投資活動によるキャッシュ・フロー	△537,428

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	613,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△3,512
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	△360,417
財務活動によるキャッシュ・フロー	249,371
資金増減額	△50,484
資金期首残高	308,132
資金期末残高	257,648

令和8年度生駒市病院事業予定貸借対照表

(令和9年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 建 物	4,933,199	
減価償却累計額	<u>△1,833,399</u>	3,099,800
ロ 建物附属設備	3,653,615	
減価償却累計額	<u>△2,612,669</u>	1,040,946
ハ 工具器具及び備品	9,618	
減価償却累計額	<u>△7,589</u>	2,029
ニ 建設仮勘定		<u>557,600</u>

有形固定資産合計 4,700,375

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 水道施設利用権	<u>2,005</u>	
無形固定資産合計		<u>2,005</u>

固定資産合計 4,702,380

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	257,648	
(2) 未 収 金	<u>72,486</u>	

流動資産合計 330,134

資 産 合 計 5,032,514

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債		637,687	
(2) 他 会 計 借 入 金			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	3,282,324		
ロ その他長期借入金	164,098		
他 会 計 借 入 金 合 計		3,446,422	
固 定 負 債 合 計			4,084,109

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債		5,867	
(2) 他 会 計 借 入 金			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	200,000		
ロ その他長期借入金	732		
他 会 計 借 入 金 合 計		200,732	
(3) 未 払 金		18,486	
(4) 引 当 金		1,931	
流 動 負 債 合 計			227,016

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金		2,148,979	
(2) 長期前受金収益化累計額		△1,109,869	
繰 延 収 益 合 計			1,039,110
負 債 合 計			5,350,235

資 本 の 部

6 資 本 金

200,000

7 剰 余 金

(1) 利 益 剰 余 金			
イ 当年度未処理欠損金	517,721		
利 益 剰 余 金 合 計		△517,721	
剰 余 金 合 計			△517,721
資 本 合 計			△317,721
負 債 ・ 資 本 合 計			5,032,514

議案第 56 号

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年 1 2
月生駒市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 3 の項を削り、4 の項を 3 の項とし、5 の項から 1 1 の項までを 1
項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

生駒市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

生駒市認可地縁団体印鑑条例（平成 5 年 4 月生駒市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 11 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

生駒市任期付市費負担教員の給与等に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市任期付市費負担教員の給与等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項、教育公務員特例法（昭和 2 4 年法律第 1 号）第 1 3 条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 4 6 年法律第 7 7 号）第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 1 9 年 1 2 月生駒市条例第 2 8 号）第 2 条第 2 項の規定により任期を定めて採用される市費負担教員の給与その他の勤務条件の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市費負担教員」とは、生駒市立の小学校及び中学校の教諭で常勤のもの（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 7 条第 1 項に規定する県費負担教職員を除く。）をいう。

(給料等)

第 3 条 市費負担教員には、別表の給料表を適用する。

2 市費負担教員の初任給及び昇給の基準は、教育委員会規則で定める。

(教員特殊業務手当)

第4条 市費負担教員が、次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときは、特殊勤務手当として教員特殊業務手当を支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等（学校が計画し、及び実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの

(3) 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日並びに勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（次号において「週休日等」という。）若しくは生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号。以下「給与条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等若しくは給与条例第11条後段の市長が規則で定める日（次号において「休日等」という。）に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に

行うもの

- 2 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき12,800円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める。

(義務教育等教員特別手当)

第5条 市費負担教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の額は、1月につき7,900円を超えない範囲内において次に掲げる校務の種類に応じ、その困難性その他の事情を考慮して、教育委員会規則で定める。

(1) 学級を担当する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

(教職調整額)

第6条 市費負担教員には、教職調整額を支給する。

- 2 教職調整額の月額、給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。
- 3 市費負担教員の給与に関し、給与条例に規定する地域手当、期末手当若しくは勤勉手当又は生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）に規定する退職手当について給料をその算定の基礎とする場合にあっては、当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎とする。
- 4 市費負担教員の給与に関し、休職の期間中に給料が支給される場合においては、当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給する。

(正規の勤務時間を超える勤務等)

第7条 市費負担教員については、正規の勤務時間（勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この項において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。）は命じないものとする。

- (1) 勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日
- (2) 給与条例第11条の規定により休日勤務手当が給与条例の適用を受ける職員に対して支給される日（前号に掲げる日を除く。）

2 市費負担教員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 職員会議（教育委員会の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務
(給与条例の適用除外)

第8条 給与条例第3条から第3条の3まで、第4条（第1項ただし書の規定を除く。）、第10条、第11条及び第14条から第14条の3までの規定は、市費負担教員には適用しない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 次の表の左欄に掲げる期間における第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 9 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 6
令和 1 0 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 7
令和 1 1 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 8
令和 1 2 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 9

(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 3 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 1 9 年 1 2 月生駒市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(市費負担教員の給与に関する特例)

第 9 条 第 2 条第 2 項の規定により任期を定めて採用された市費負担教員の給与の特例については、別に条例で定める。

(生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 4 生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 4 3 年 1 2 月生駒市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「この条例は」の次に「、別に定めるもののほか」を加える。

別表（第3条関係）

号給	給料月額（円）
1	2 3 4 , 0 0 0
2	2 3 6 , 4 0 0
3	2 3 8 , 8 0 0
4	2 4 1 , 3 0 0
5	2 4 3 , 7 0 0
6	2 4 6 , 1 0 0
7	2 4 8 , 5 0 0
8	2 5 1 , 0 0 0
9	2 5 3 , 4 0 0
10	2 5 5 , 0 0 0
11	2 5 6 , 6 0 0
12	2 5 8 , 2 0 0
13	2 5 9 , 8 0 0
14	2 6 1 , 2 0 0
15	2 6 2 , 6 0 0
16	2 6 4 , 0 0 0

17	2 6 5 , 4 0 0
18	2 6 6 , 6 0 0
19	2 6 7 , 8 0 0
20	2 6 9 , 0 0 0
21	2 7 0 , 3 0 0
22	2 7 1 , 4 0 0
23	2 7 2 , 5 0 0
24	2 7 3 , 7 0 0
25	2 7 5 , 0 0 0
26	2 7 6 , 7 0 0
27	2 7 8 , 4 0 0
28	2 8 0 , 1 0 0
29	2 8 1 , 8 0 0
30	2 8 3 , 8 0 0
31	2 8 6 , 0 0 0
32	2 8 8 , 2 0 0
33	2 9 0 , 4 0 0
34	2 9 2 , 6 0 0

35	2 9 4 , 8 0 0
36	2 9 6 , 9 0 0
37	2 9 8 , 9 0 0
38	3 0 0 , 8 0 0
39	3 0 2 , 7 0 0
40	3 0 4 , 5 0 0
41	3 0 6 , 3 0 0
42	3 0 8 , 2 0 0
43	3 1 0 , 0 0 0
44	3 1 1 , 7 0 0
45	3 1 3 , 4 0 0
46	3 1 5 , 2 0 0
47	3 1 6 , 9 0 0
48	3 1 8 , 5 0 0
49	3 2 0 , 1 0 0
50	3 2 1 , 8 0 0
51	3 2 3 , 6 0 0
52	3 2 5 , 3 0 0

53	3 2 6 , 6 0 0
54	3 2 8 , 5 0 0
55	3 3 0 , 3 0 0
56	3 3 2 , 0 0 0
57	3 3 3 , 6 0 0
58	3 3 5 , 5 0 0
59	3 3 7 , 2 0 0
60	3 3 8 , 9 0 0
61	3 4 0 , 6 0 0
62	3 4 2 , 3 0 0
63	3 4 4 , 0 0 0
64	3 4 5 , 7 0 0
65	3 4 7 , 4 0 0
66	3 4 8 , 7 0 0
67	3 5 0 , 0 0 0
68	3 5 1 , 3 0 0
69	3 5 2 , 8 0 0
70	3 5 4 , 3 0 0

71	3 5 5 , 8 0 0
72	3 5 7 , 3 0 0
73	3 5 8 , 6 0 0
74	3 6 0 , 1 0 0
75	3 6 1 , 6 0 0
76	3 6 3 , 0 0 0
77	3 6 4 , 4 0 0
78	3 6 5 , 9 0 0
79	3 6 7 , 4 0 0
80	3 6 8 , 9 0 0
81	3 7 0 , 2 0 0
82	3 7 1 , 5 0 0
83	3 7 2 , 8 0 0
84	3 7 4 , 0 0 0
85	3 7 5 , 2 0 0
86	3 7 6 , 4 0 0
87	3 7 7 , 5 0 0
88	3 7 8 , 6 0 0

89	3 7 9 , 6 0 0
90	3 8 0 , 7 0 0
91	3 8 1 , 8 0 0
92	3 8 2 , 9 0 0
93	3 8 4 , 0 0 0
94	3 8 5 , 1 0 0
95	3 8 6 , 1 0 0
96	3 8 7 , 2 0 0
97	3 8 8 , 2 0 0
98	3 8 9 , 2 0 0
99	3 9 0 , 1 0 0
100	3 9 1 , 0 0 0
101	3 9 1 , 8 0 0
102	3 9 2 , 8 0 0
103	3 9 3 , 6 0 0
104	3 9 4 , 5 0 0
105	3 9 5 , 3 0 0
106	3 9 6 , 2 0 0

107	3 9 7 , 1 0 0
108	3 9 8 , 0 0 0
109	3 9 8 , 8 0 0
110	3 9 9 , 8 0 0
111	4 0 0 , 7 0 0
112	4 0 1 , 6 0 0
113	4 0 2 , 2 0 0
114	4 0 3 , 1 0 0
115	4 0 4 , 0 0 0
116	4 0 4 , 9 0 0
117	4 0 5 , 7 0 0
118	4 0 6 , 4 0 0
119	4 0 7 , 2 0 0
120	4 0 8 , 0 0 0
121	4 0 8 , 6 0 0
122	4 0 9 , 3 0 0
123	4 1 0 , 0 0 0
124	4 1 0 , 6 0 0

125	4 1 1 , 2 0 0
126	4 1 1 , 9 0 0
127	4 1 2 , 4 0 0
128	4 1 3 , 0 0 0
129	4 1 3 , 6 0 0
130	4 1 4 , 2 0 0
131	4 1 4 , 7 0 0
132	4 1 5 , 2 0 0
133	4 1 5 , 5 0 0
134	4 1 5 , 8 0 0
135	4 1 6 , 0 0 0
136	4 1 6 , 3 0 0
137	4 1 6 , 6 0 0
138	4 1 6 , 9 0 0
139	4 1 7 , 2 0 0
140	4 1 7 , 5 0 0
141	4 1 7 , 8 0 0
142	4 1 8 , 1 0 0

143	4 1 8 , 4 0 0
144	4 1 8 , 7 0 0
145	4 1 8 , 9 0 0
146	4 1 9 , 2 0 0
147	4 1 9 , 5 0 0
148	4 1 9 , 7 0 0
149	4 1 9 , 9 0 0
150	4 2 0 , 2 0 0
151	4 2 0 , 5 0 0
152	4 2 0 , 7 0 0
153	4 2 0 , 9 0 0
154	4 2 1 , 2 0 0
155	4 2 1 , 5 0 0
156	4 2 1 , 7 0 0
157	4 2 1 , 9 0 0

生駒市都市計画事業基金条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画事業基金条例

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）に基づいて行う土地区画整理事業（次条においてこれらを「事業」という。）に要する費用の財源に充てるため、都市計画事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度の都市計画税の収入額のうち、当該年度における事業に要した費用に充てた財源の残額に相当する額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この

基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26
年 12 月生駒市条例第 43 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」とい
う。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設
備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「基準省令
」という。）において使用する用語の例による。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 第 1 条の基準は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、基準省令の
定めるところによる。

（家庭的保育事業の職員の特例）

第4条 家庭的保育事業を行う場所ごとの家庭的保育者及び家庭的保育補助者の数は、保育時間中において2人を下回ることができないものとし、そのうち1人は保育士（奈良県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。次条において同じ。）でなければならない。

（小規模保育事業所C型の職員の特例）

第5条 小規模保育事業所C型ごとの家庭的保育者及び家庭的保育補助者の数は、保育時間中において2人を下回ることができないものとし、そのうち1人は保育士でなければならない。

（事業所内保育事業を行う事業所の設備の基準の特例）

第6条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。）を行う事業所の乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置等）

2 第3条の規定の適用に関する経過措置等は、基準省令の附則及び基準省令を改正する省令の附則に規定する経過措置等の例による。

（生駒市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

3 生駒市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年12月生駒市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「（平成26年12月生駒市条例第43号）」を「（令和8年9月生駒市条例第 号）」に改める。

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例（平成 26 年 12 月生駒市条例第 42 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下
「法」という。）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育
・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及
び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基
準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「基準府令」という。）において使用す
る用語の例による。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第 3 条 第 1 条の基準は、基準府令の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置等)

- 2 第3条の規定の適用に関する経過措置等は、基準府令の附則及び基準府令を改正する府令の附則に規定する経過措置等の例による。

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
(令和元年 8 月生駒市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「第 43 条第 2 項」を「第 43 条第 4 項」に改め、同条第 6 号
中「子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」とい
う。）第 4 条第 1 項第 1 号」を「法第 27 条第 1 項」に改め、同条第 7 号中「令」
を「子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」とい
う。）」に改める。

別表備考第 6 項中「及び第 314 条の 8」を「、第 314 条の 8 及び第 314
条の 9」に、「第 5 条の 4 第 6 項、第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 第 5
項」に、「及び第 45 条」を「、第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、第 7 条の 3 第 2
項並びに第 45 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 63 号

生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

- (1) 生駒市子ども医療費助成条例（昭和 4 8 年 1 0 月生駒市条例第 2 7 号）第 3 条の 2 第 2 項
- (2) 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和 5 3 年 9 月生駒市条例第 3 1 号）第 3 条の 2 第 2 項
- (3) 生駒市心身障害者医療費助成条例（昭和 4 7 年 3 月生駒市条例第 2 号）第 3 条の 2 第 2 項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市子ども医療費助成条例、改正後の生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例及び改正後の生駒市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例

の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 64 号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年 1 2 月生駒市条例第 3 2
号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令
和 8 年法律第 4 3 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の
公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 65 号

生駒市景観条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市景観条例の一部を改正する条例

生駒市景観条例（平成 22 年 12 月生駒市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 5 項中「同条第 7 項各号」を「同条第 8 項各号」に改め、同条第 7 項中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 66 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 パソコン機器等
- 2 取得価格 76,557,250円
- 3 契約の相手方 京都府福知山市字天田530番地22
株式会社堀通信
代表取締役 小嶋英昭
- 4 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札

令和8年9月1日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 67 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 （仮称）生駒市学びの多様な学校開設に伴う物品
- 2 取得価格 40,700,000円
- 3 契約の相手方 生駒市元町1丁目3番19号
株式会社いなもり
代表取締役 稲 森 政 一
- 4 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル）

令和8年9月1日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 68 号

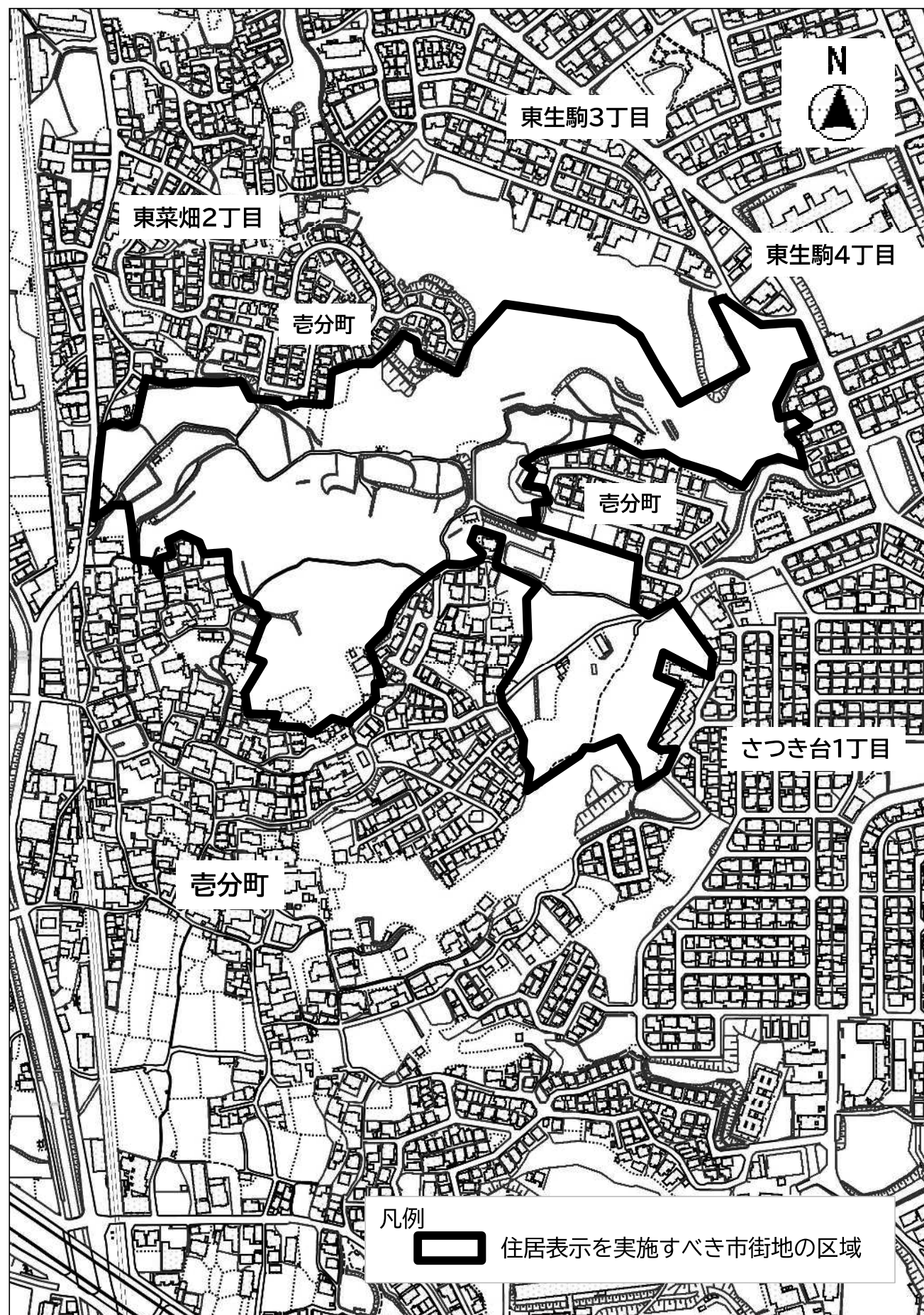
住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示
の方法について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項の規定により、生駒市における住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式とする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

別図 住居表示を実施すべき市街地の区域図



議案第 69 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点
1	菜畑西壺分線支線 2 2 号	壺分町 1 4 8 7 番 1 3 先 壺分町 1 4 8 7 番 5 先

令和 8 年 9 月 1 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 70 号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止したいから、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点
1	菜畑西壺分線支線 2 2 号	壺分町 1 4 8 7 番 1 3 先 壺分町 1 4 8 7 番 5 先

令和 8 年 9 月 1 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 71 号

生駒市公平委員会委員の選任について

生駒市公平委員会の委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 福 田 進

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 林 功

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和8年9月1日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 72 号

生駒市教育委員会委員の任命について

生駒市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 飯 島 敏 文

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和8年9月1日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 73 号

生駒市政治倫理審査会委員の解嘱について

生駒市政治倫理審査会の下記の委員から辞職の申出があったため、同委員を解嘱したいから、生駒市政治倫理条例（平成20年6月生駒市条例第25号）第8条第7項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 奈良市●●●●●●●●

氏 名 和田 博 志

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和8年9月1日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 安 井 幹 雄

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和8年9月1日提出

生駒市長 小 紫 雅 史